

報告第 1 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 3 月 19 日 提出

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市堀金烏川 5147 番地 1 先における公用車事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 2 月 22 日

安曇野市長 太田 寛

1 和解の相手方

住所 安曇野市 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

2 事故の概要

令和 5 年 8 月 29 日、職員運転の公用車が、市道堀金 1223 号線を北から南へ向かって走行中、市道堀金 1232 号線を東から西へ向かう相手車両と交差点で衝突した。

3 和解の内容

本事故の原因は、交差点を通過する際、双方の安全確認不足であり、両者に過失が認められるため、安曇野市の過失を 60% とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 379,258 円を賠償するものとする。

なお、本件事故に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認した。